

# NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.43

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.43



発行／NGO 神戸外国人救援ネット(代表／飛田雄一)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用 TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp \* <http://www12.ocn.ne.jp/~gqnet/>

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

## ★巻頭言★

### *Think Globally, Act Locally.*

#### — 多文化共生の実現をめざして —

高嶋俊男 (ひめじ発世界 代表)

*Think Globally, Act Locally.* 「地球規模で考え、地域で実行しよう」これは、1989年、国際環境年に提唱された標語である。また「広い視野を持って、地道に実践せよ」、「世界の現実をふまえて地域づくりに参画しよう」とも理解でき、環境以外の多分野でも用いられている。私も多文化共生の実現をめざすものとして、自団体のモットーにしている。

2012年12.16総選挙。衆参ねじれ下、法案を決められず、混乱・分裂した与党は、追い込まれて解散。争点は、経済成長、社会保障、エネルギー、原発、TPP、外交、憲法、教育、震災復興、地方分権等と多いが、定まらない。改革の混乱より安定を求める世論から政権交代の流れとなった。在在外国人との「多文化共生」は、メディアに取り上げられない。国民への浸透が多くなく、考える機会があまりない。政権が替わっても、私たちは現状の課題を見据え、自らやるべきと考えることの継続が求められる。

毎年、「多文化共生を考える研修会」が神戸で開催され、多くの民間・公的機関が参加し、多文化共生に関わる課題が情報共有され、共に考えるよい機会となっている。政府においても、平成24年度、有識者らによる「外国人との共生社会」実現検討会議、研究会が継続しているのを知ったので、少し紹介したい。(詳細は総務省HP参照)

総務省にて、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題の検討のため、担当副大臣級の検討会議が設置された。本年度は

有識者による研究会が重ねられた。

- 1) これまでの取組み：「生活者としての外国人」総合対応策(H18.12)の見直し、入管法及び住民基本台帳法の改正による外国人情報の把握と行政サービス事務合理化
- 2) 今後の政策に求められるもの：外国人を単に支援対象として位置づけるのではなく、ともに社会の一員としてしっかり受け入れ、社会参加を促す視点、外国人も含めたすべての人にとって暮らしやすい社会を築くという視点、多様性により社会が活性化されるといった捉え方をする重要性が提唱された。
- 3) 定住外国人にも、日本語習得やコミュニティへの参加により、受け入れられる努力も求められる。在留資格更新にリンクするとの意見もある。
- 4) 具体的施策：外国人への情報周知として、生活情報、災害時情報の多言語サイト、「わかりやすい日本語と多言語による情報提供」等。他に種々の環境整備として、在留資格、雇用、教育、家族、生活等の具体的施策が提案されている。
- 5) 今後の課題：施策実施と国民理解の促進、国・地域の連携、施策実現状況の指標化、社会的コストと役割分担、人口動向予測、労働市場への影響等、「研究会」段階で検討継続中である。

政権交代で多文化共生推進策の実施が後退、たなざらしになることを危惧する。今後も政府の動きに注目していきたい。

#### 「ひめじ発世界」

1993年、国際貢献や環境を考える学習会として発足。その後、姫路市国際交流センター設置後、同登録団体として国際理解・交流活動を展開した。2004年より、地域の外国人支援事業として県・市との協定による「多言語外国人生活相談」を開始。救援ネットからは、当初より助言・協力を受け、現在に至る。

■相談活動：毎月第2・4日曜午後2-5時、■イーグレひめじにて、電話・面談、必要に応じ随時、出張相談・同行支援を実施。■言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ベトナム語・日本語

■相談内容：在留資格、家族関係(離婚・DV)、日本語学習・教育、雇用、医療等。

## 2012 年度NGO神戸外国人救援ネット主催学習会

今年度も救援ネットは、外国人支援活動に必須の法律や制度に関する最新情報を、支援関係者や関心のある方々と共に学ぶ機会を用意しました。2 回に渡って開催された今年の学習会にも、それぞれの分野でご活躍なさっている講師の方々をお招きし、お話を伺いました。

### 第1回「改定入管法と今後の課題」

講師: 金 成元 氏(在日韓国基督教会館(KCC)館長)

10月20日(土)、神戸学生青年センターで学習会が開かれた。講師は、KCC(在日韓国基督教会館)館長の金成元さん。RAIK(在日韓国人問題研究所)勤務ののち大阪に戻られてKCCで働かれている。在日韓国・朝鮮人を中心に支援活動を長年続けられ、その豊富な体験をもとに今回の「入管法改訂」のもつ意味、問題点、対処法等についてお話いただいた。以下、レジメより要点を紹介する。

戦後入管法の歴史を概説していただいたのち、今回の改定の背景に、①経済活動・資本のグローバル化による世界的な移民の増大、②日本の少子化による労働力不足への対応、③2001年9・11以降のアメリカを中心とする国際的な民族的・宗教的マイノリティ監視体制の構築がある。

今回の改定は、①在留期間が最長3年から5年に延長された、②「みなし再入国」制度が新設され特別永住者なら2年以内、中長期在留者であれば1年以内なら再入国申請が不要となった、③外国人住民表が新設された

として、便性が増したと言われている。

しかし、在留外国人を3つのカテゴリーに分類し、①特別永住者はこれまでと同様に管理する、②中長期滞在者(90日～永住)はこれまで以上に徹底して管理する、③非正規滞在者にはこれまで以上に排除する、というようにそれぞれについて、管理の強化が図られている。

今回の改定の問題点は、以下の点である。①外国人登録を住民基本台帳に移行するが、利便性の増進ではなく、管理の強化となっている。②在留資格取り消し制度の新設により行政処分で事実上の国外退去処分が行える。③雇用対策法の改訂、留学生受け入れ期間への入退学の報告の義務化等、民間人による外国人監視体制が強化された。④法務大臣に広範な事実調査権を付与したことにより地方入管が関係機関に呼び出し調査、立ち入り調査が可能となった。⑤改訂の中身が外国人に周知されておらず大量の違反者がでる可能性が高い。

そして、①さらに行政との交渉が必要なこと、②日本に「外国人住民基本法」のような外国人の人権を保障する法律がないこと自体が問題であり、③韓国の先進事例等も参考にしながら日本政府に外国人の人権保障を求める政策の実行を求めていく必要がある。

NGO神戸外国人救援ネットは日常的に相談業務を行っているが、いくつも具体的な問題点を気づかしていただいた学習会であった。ご講演いただいた金成元さんに感謝したい。(飛田雄一)



## 2012 年度NGO神戸外国人救援ネット主催学習会

## 第2回「労働問題」

講師：四方 久寛 弁護士(四方法律事務所)

11月17日に神戸学生青年センターにおいて、連続学習会の第2弾の「改定入管法と外国人労働者」と題する学習会が四方久寛弁護士を講師に開催された。豪雨の中で開催されたが、参加者からはいくつもの質疑などが行われた。

四方弁護士からはまず最初に従来からの入管法で規定されていたものと改定入管法で規定されたものの説明が行われた。基本的なものとして「在留資格制度」があり、ここで認められている就労しかできないこと、それに反すれば日本にとどまることができなくなる恐れがあること。3ヶ月以上該当する就労を行っていないと在留資格が取り消されること。雇用対策法で雇用主は雇い入れ、離職の際にはハローワークへ届ける義務が罰則付きで規定されていることなどを話された。

改定入管法では「所属機関変更の報告義務」が外国人労働者に課せられ、所属機関を変更したときには2週間以内に入国管理局へ報告する義務があり、怠ると1年以下の懲役又は20万円以下の罰金となる。雇用対策法による報告義務の対象外の事業主は、その外国人の身分事項や受け入れの状況を報告しなければならない(努力義務)。在留期間がこれまでの1年、3年に3月、5年が加わった。そして在留カードの記載事項に「就労制限の有無」欄が設けられた。

続いて、これらのことが外国人労働者にとってどのような影響を及ぼすことになるかの説明が行われた。まず雇用主への従属が従来より強まる恐れがあること。解雇や雇い止めされることによって所属機関変更の報告を出さなければならないこと、そのことによって在留資格の取消や在留期間更新に不利益の恐れがあるため、いっそう雇い主への従属が強まる。さらに所属機関変更ごとに不法就労がチェックされるおそれもある。

このあと具体的事例などを挙げながら説明が行われた。解雇事案の場合、解雇を争うか新たな就職先を見つけるかだが、争っている間は従来の在留資格の更新が認められず、やむなく和解という方法を選択せざるを得ない。また会社の指示でついていた仕事が在留資格非該当

ということを入管の知るところとなった場合、そのことの不利益は雇用主側でなく外国人労働者が負うことが多いというものだった。

そして最後に四方弁護士は「雇用主への従属から外国人労働者をどのように守るのか」として次の諸点をあげられた。

第一は指針やガイドラインの活用。技能実習生に関する指針と雇用管理の改善の指針などを活用して、外国人労働者の利益の保護を図ること。第二は「外国人労働者保護の観点からの規制」を求めること。雇用主により重い雇用責任を負わせたり、雇用主主導の資格外就労の不利益を外国人労働者に負わせないとしたり、不当解雇された外国人労働者の新たな就労のため在留期間を一定期間猶予するなどがあげられる。第三に外国人政策を転換させること。高度人材の外国人しか存在しないという建前から、非熟練労働力の外国人労働者が現に存在することを認め、その保護に取り組むこと、などを指摘して話を締めくくられた。

質疑の中で、留学生の日本での就職率が上がっているが契約社員など有期雇用も多いと聞く。雇い止めになると在留することもできないなど問題点も多いという意見に、だからこそ外国人労働者保護の施策が求められているとの答えでこの日の学習会は盛況のうちに終わった。(草加道常)



## 第9回移住労働者と連帯する 全国フォーラム・神戸 2013 を開催します！ —2013.6.15～16 甲南大学—

GQnet は移住労働者と連帯する全国ネットワーク(略称、移住連、事務局、東京)の一員として、全国の仲間とネットワークをくんで活動しています。移住連は、隔年でフォーラムとワークショップを全国各地で開催しています。ワークショップは、今年は新潟で開かれました。GQnet から6名が参加し、経験交流しました。以前「活動者会議」と呼ばれていたもので(固い!!)100～200人規模で開催されます。2003年のそれは、神戸でした。

フォーラムは500～800人規模のもので、昨年名古屋でしたが、その第9回フォーラムが神戸で開催されます。実行委員会が結成され(2012.10.15)、その準備が始まっています。実行委員会は兵庫県下の人権問題に取り組む団体と近畿圏の外国人問題に取り組む団体、約50の団体で構成されています。ご協力、ご参加をよろしくお願いいたします。(飛田雄一/NGO神戸外国人救援ネット代表)

### <要綱>

- 1) 第9回移住労働者と連帯する全国フォーラム・神戸 2013
- 2) 日時: 2013年6月15日(土)～16日(日)
- 3) 会場: 甲南大学
- 4) 実行委員会共同代表:
  - 中島孝幸(甲南大学教授、六甲奨学基金運営委員長)、
  - ロニー・アレキサンダー(神戸大学教授、ポーポキ・ピース・プロジェクト代表)、
  - 丹羽雅雄(弁護士、移住労働者と連帯する全国ネットワーク共同代表)
- 5) 分科会: 13の分科会をもつ予定です。
- 6) プログラム:
  - <1日目> 開会行事、基調報告、記念シンポジウム、分科会、交流会、
  - <2日目> 外国人の(5分間)スピーチ、支援グループのコメント等のシンポジウム、閉会行事(宣言等)
- 7) フォーラムまでのスケジュール
  - 2013/1/21(月)18:30 事務局会議、2/18(月)18:30 事務局会議、
  - 3/25(月)18:30 第2回実行委員会+イベント、4/15(月)18:30 事務局会議、
  - 5/20(月)18:30 事務局会議、6/1(土)18:30 事務局会議、
  - 6/14(金)13:00～18:00、資料集等作成作業、於:神戸学生青年センター、
  - 6/15(土)～16(日)フォーラム
- 8) 後援団体:
  - 兵庫県、神戸市、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、兵庫県国際交流協会、KICC、新聞社、
  - テレビ局、神戸日本語教育協議会(KECJL)、兵庫県外国人学校協議会、兵庫県弁護士会、
  - 兵庫県司法書士会、兵庫県行政書士会等(予定)
- 9) 賛助団体: 一口、1万円の賛助金を依頼する
- 10) 賛同人: 一口、3000円の賛助金を願います
  - ※賛同団体、賛同人は当日資料集にお名前を掲載する。
  - 郵便振替<00980-4-282566 口座名:2013神戸フォーラム> 賛助金振込とご記入下さい。
- 11) 参加費: 一般2,000円、学生1,000円、高校生以下無料 交流会参加費:2,000円
- 12) 実行委員会事務局連絡先: 神戸学生青年センター(事務局長:飛田雄一)
  - 〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878



## ～シリーズ～ 協力弁護士さんの横顔

神戸外国人救援ネットにやってくる相談でとても重要なのが法律上のサポートです。救援ネットには「協力弁護士」として19名の弁護士の先生が携わってくださっており、日々、相談者のサポートをしてくださっています。このコーナーではそんな弁護士のみなさんの「横顔」を紹介しています。

### 第五回目：桑原 至 弁護士（神戸あじさい法律事務所）

#### 1 ご挨拶

はじめまして。弁護士3年目の桑原至と申します。

弁護士になりたてのころ、当シリーズ第2回目で登場した今西弁護士が事務局長を務める「なかよしネット」が発足し、創立メンバーにひっそりと名を連ねさせていただきました。その関係で救援ネットさんと交流する機会をいただき、今に至ります。

今回は「協力弁護士の横顔」ということで、私の趣味となりつつある「走ること」の魅力について語ろうと思います。

#### 2 走る習慣

本格的に走り始めたのは去年の春のことでした。冗談半分で応募した第1回神戸マラソンの抽選に当選してしまい、フルマラソン完走のために練習しなければならなくなったからです。はじめは5キロを走るのもやっとで、苦痛以外の何物でもありませんでした。しかし、徐々に走れる距離や時間が増えていくにつれ、走ることを純粋に楽しいと思えるようになり、いつの間にかやみつきになっていました。走ることは習慣となり、今は2日に1回程度、自宅の近所の河川敷を走っています。平日は仕事が終わった後に10キロ、休みの日は20～30キロを走ります。時々マラソン大会に参加することもモチベーションアップに繋がります。ちなみに、この原稿を書いているのは11月26日ですが、前日の25日には第2回神戸マラソンを走りました。目標としていた4時間以内での完走を達成できて、少し幸せな気持ちで原稿を書いています。



#### 3 走っていれば良いことがある

風を切って走ることは爽快で、嫌なことを忘れさせてくれます。走ることで体がストレスの軽減・解消に繋がるのです。弁護士の仕事はストレスとの戦いであり、弁護士自身がうつ病を発症してしまうことも少なくないと言われていますが、元々繊細な(?)私が幸いにしてストレスに押し潰されることなく弁護士業を続けていられることは、走っていることと無関係ではないように思います。

また、走っていると不思議と頭がすっきりとしてきて、良い考えが浮かぶことがあります。走っている最中に裁判所に提出する書面の案や事件の方針を閃くことも少なくありません。

そして何よりも走っていると体力が付き、心身ともに健康かつタフになります。ちょっと前まではメタボ予備軍だった私が、今は、走ることによって高校時代の体型を取り戻しつつあります。そのためか、心なしか以前に比べて仕事で疲れを感じる程度や頻度が減ったような気がします。

このように、走っていると、弁護士の仕事との関係でも得られるメリットが沢山あるのです。いやあ、良いことづくめですね、走るって。走ることによって培われたエネルギーを存分に仕事に活かして(この際「走る情熱を少しでも仕事に向けろ」というツツコミはなしで)、外国人に関わる事件にも積極的に取り組んでいきたいと思っています。

今後とも、よろしくお願いいたします。

## 神戸YWCA「地域の日本語」プロジェクトに参加して

2012年度、神戸YWCAが文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の委託を受け、3つの講座を行った。「学校に入るための日本語」「日本語ボランティアのためのスキルアップ講座」「生活・就労のための基礎日本語」と題した、地域で生活する外国人、その支援者に向けた3種類の講座である。この神戸YWCA地域の日本語プロジェクトに神戸外国人救援ネットも運営委員として関わらせていただいた。主たる役目としては運営委員会に参加し意見を交換すること。運営委員には、生活保護課、ハローワーク、学識者、外国人支援NPO/NGOが集まり、それぞれの専門分野から講座の運営に関して議論する。

働くための日本語を学ぶことを目的に開講されたこのクラスは9月11日～10月11日の期間内の毎週火・水・木(全14日)に行われ、日本語レベルにあわせ午前と午後2クラス用意された。各クラスには10名ほどの生徒がおり、生徒の年齢は40代、30代、20代がクラスのほとんどであったが、中には50代、60代の受講者も数名いた。

救援ネットにやってくる相談者を見ていると感じるように、ある程度の滞在年数のある留学生、日本人配偶者の多くが、日本語での「日常会話」は問題なくこなせる。けれどもいざ「働くための日本語」となると、丁寧な日本語を話さなくてはならなくなり、問題が浮き上がってくる。これは10年、20年日本に暮らしている

外国人でも、日本社会で働く経験がなければ、起こる問題である。すぐにでも働く必要があればどんな仕事にでも食らいつくだろうし、言葉も必死に覚えるだろう。けれども生活保護を受けていたり、仕事のある夫がいたりすると、なかなか真剣になって必死に仕事に就かなければ、という行動を見せてくれない。運営委員会でも度々、働こうとしている外国人の心構えについて議論されることがあった。働くということがなんであるのか、どうして履歴書を提出しなければならぬのか、どうして例え工場の単純作業であっても日本語を理解し話せないといけぬのか。国が違えば考え方や習慣も異なってくる。それらの結果、働く心構えに影響し、態度として評価され、外国人の就労難に繋がっているのではないだろうか。今回の講座を見学させてもらった時のことだ。模擬面接で「夜勤はできますか？」という質問に対し、「子どもがいるから無理です。」と回答した受講者へ「子どもがいるので難しいです」という訂正が入った。こんな些細なことでも、できる人とできない人では、採用に影響してくる。ここまで学ばなくてはならない必要意義を受講者が感じ取ってくれると良いのだが・・・。

助成期間の終わる3月までにテキストを作成することが今回の事業に入っている。文化的差異も考慮した内容の含まれたテキストが完成することだろう。(村西優季/NGO神戸外国人救援ネット事務局)

### よりそいホットライン 各国語曜日別 対応時間の紹介

フリーダイヤルよりそいホットライン、外国語による相談の各言語対応時間のご紹介です。

月曜日：英語、中国語(10時～22時)、タガログ語(10時～16時)、タイ語(16時～22時)

火曜日：英語、韓国語(10時～22時)、タガログ語、中国語(16時～22時)

水曜日：英語、中国語、タガログ語(10時～16時)、タイ語、スペイン語、ポルトガル語(16時～22時)

木曜日：中国語(10時～22時)、スペイン語、ポルトガル語(10時～16時) 英語、タガログ語(16時～22時)

金曜日：英語、スペイン語、タガログ語(10時～16時)、韓国語、中国語、ポルトガル語(16時～22時)

土曜日：タイ語(10時～22時)、

スペイン語、ポルトガル語(10時～16時)、

韓国語、中国語(16時～22時)

日曜日：英語、スペイン語、ポルトガル語、

タガログ語(10時～22時)、中国語(10時～

16時)

各情報や、チラシ、カードなどはホームページからダウンロードすることも可能です。

<http://279338.jp/yorisoi/foreign/index.html>



## 移動生活相談会実施報告

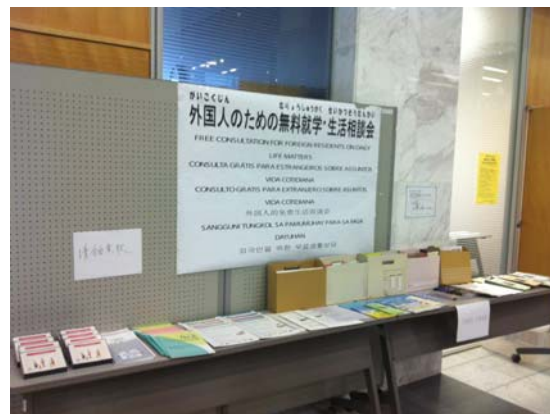
今年も12月までに4ヶ所で移動生活相談会を開催しました。その速報をお伝えいたします。

\*実施日:9月30日(日) 開催場所:加西市地域交流センター  
 対応言語:中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語  
 弁護士協力:2名 相談件数:3件 相談者国籍:ブラジル、中国

\*実施日:10月7日(日) 開催場所:深江会館  
 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語  
 弁護士協力:2名 相談件数:1件 相談者国籍:フィリピン

\*実施日:10月28日(日) 開催場所:カトリック尼崎教会  
 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語  
 弁護士協力3名 相談件数:2件 相談者国籍:フィリピン

\*実施日:12月7日(金) 開催場所:カトリック中央教会  
 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語  
 弁護士協力:5名 相談件数:5件 相談者国籍:フィリピン、ブラジル、ベトナム



### お知らせ

#### ◆◆ 2月、3月にDV防止啓発セミナーを開催します! ◆◆

2月テーマ:「外国人DV被害女性にとってのハーグ条約・改定入管法と住民登録」

第一部では外国人DV被害者と子どもにとってのハーグ条約について。第二部では入管法改定等による外国人DV被害者女性への影響について。それぞれ講師をお招きしてお話を伺います。

日時: 2013年2月24日(日) 12:30~16:40 場所: 神戸市婦人会館 4階 もくれん

主催: ひょうごDV被害者支援連絡会 (HYVIS)

3月テーマ:「外国人DV被害者支援の現状と課題」

①弁護士による外国人のDV被害者支援に関する講義、②民間支援団体・公的支援団体で実際に外国人DV被害者支援に関わっているスタッフをパネラーに招いてパネルディスカッション、の2本立てで行います。

日時: 2013年3月16日(土) 13:00~16:00 場所: あすてっぷKOBЕ(予定)

主催: アジア女性自立プロジェクト、NGO神戸外国人救援ネット

※詳細は決まり次第step^無ページに掲載します。

#### ◆◆外国人のための無料法律・生活相談会を明石で実施します◆◆

日時: 2013年2月 場所: カトリック明石教会

相談内容: 在留資格、婚姻、社会保障、労働、医療、DV、教育、住宅、その他 (弁護士相談可)

主催: NGO神戸外国人救援ネット 協力: カトリック明石教会 (相談無料・秘密厳守)

#### ◆◆年末年始の事務局開室時間について ◆◆

2012年12月28日(金) ホットライン 10:00~20:00

2013年1月7日(月) 事務局業務開始 11:00~19:00

2013年1月11日(金) ホットライン 10:00~20:00



## 2012 年最後のニュースレターをお届けします。

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。2012 年も多くの方々よりご支援を頂きましたことをスタッフ一同感謝致します。

2012 年は救援ネットに対応するケースがより一層、深刻化、複雑化したように思いました。特にDV被害者女性の支援では、仮住居の手配、調停申立、生活保護申請、新居の他配、子どもの転入、などあらゆる支援が必要になり、その1つ1つに相談員だけでなく、通訳者の手配も必要になってきます。継続的な同行支援、生活相談が今後も行えますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。振替用紙を同封いたしますので、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

新春を迎え皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>



### 主な事務局活動

\* 毎週(月・水) 事務局開所、(金) 多言語生活相談ホットライン

#### 2012 年

- 9月10日(月) GQ ネット運営会議
- 9月30日(日) 加西市移動生活相談会実施
- 10月1日(月) GQ ネット運営会議
- 10月3日(水) 神戸YWCA「地域の日本語」プロジェクト運営委員会
- 10月7日(日) 神戸市東灘区移動生活相談会実施
- 10月15日(月) 移住連全国フォーラム・神戸2013実行委員会/事務局会議
- 10月20日(土) 第1回学習会開催「改定入管法と今後の課題」  
講師: 金 成元 氏(在日韓国基督教会館(KCC)館長)
- 10月24日(水) ひょうごDV被害者支援連絡会議 定例会
- 10月28日(日) 尼崎市移動生活相談会実施
- 11月12日(月) 神戸市DV防止キャンペーン  
GQ ネット運営会議
- 11月17日(土) 第2回学習会開催「労働問題」  
講師: 四方 久寛 弁護士(四方法律事務所)
- 11月19日(月) 移住連全国フォーラム・神戸2013事務局会議
- 11月26日(月) 2012年度外国人県民共生会議
- 11月28日(水) 神戸YWCA「地域の日本語」プロジェクト運営委員会
- 12月6日(木) 外国人県民相談ネットワーク会議参加
- 12月10日(月) GQ ネット運営会議
- 12月17日(月) 移住連全国フォーラム・神戸2013事務局会議



### 事務局活動時間について

事務局: 月・水 13:00~18:00

生活相談ホットライン: 金曜日 13:00~20:00

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語(※中国語のみ18時まで)